

令和7年8月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度8月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 32 号	農業振興地域整備計画変更審議について	( 1件)
議案第 33 号	農地法第3条許可申請書審議について	( 8件)
議案第 34 号	農地法第5条許可申請書審議について	( 7件)
議案第 35 号	非農地証明願出書審議について	( 5件)
議案第 36 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	( 3件)
議案第 37 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	( 25件)

〈 出席委員 〉 ( 17人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)		3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 鉦之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一		15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 ( 2人)

2番 地頭所 忠一、 14番 今村 龍太郎

〈 出席推進委員 〉 ( 10人)

		22番 下池 健悟	
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 樋元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	
	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 ( 5人)

20番 佐藤 洋三、 21番 松崎 秀樹、 23番 川畑 直樹、 31番 有馬 孝一  
32番 鶴田 浩志

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和7年度8月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満しておりますので、総会は成立しております。  
なお、( 地頭所忠一委員、今村龍太郎委員 ) から欠席届が提出されています。  
また、農地利用最適化推進委員が10名出席しております。  
なお、( 佐藤洋三委員、松崎秀樹委員、川畑直樹委員、有馬孝一委員、鶴田浩志委員 ) から欠席届が提出されています。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「横山義晴」委員と19番「中玉利一朗」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第32号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は用途区分の変更です。  
申請人は認定農業者で、いちごを栽培しており、今回の申請地に、農業用施設として、自己の農畜産物等を活用した農家レストラン(カフェ)を整備し、地域間の交流を図ろうとするものです。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第32号の番号1について報告いたします。  
令和7年8月12日、私と副の山口委員、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第32号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第3、議案第33号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 5頁から6頁までの8件です。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は331㎡、作物は果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 6,893㎡、作物は水稲です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は56,439㎡、作物はお茶です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 427㎡、作物は野菜です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,990㎡、作物は野菜です。  
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,975㎡、作物は水稲です。  
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 3,328㎡、作物は水稲です。  
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 301㎡、作物は野菜です。  
以上、計8件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長  
12番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第33号の番号1について報告いたします。令和7年8月23日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

33番

議案第33号の番号2について報告いたします。

令和7年8月23日、私と正の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第33号の番号3について報告いたします。

令和7年8月20日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第33号の番号4について報告いたします。

令和7年8月25日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 13番 議案第33号の番号5について報告いたします。  
令和7年8月26日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第33号の番号6について報告いたします。  
令和7年8月25日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第33号の番号7について報告いたします。  
令和7年8月27日、私と副の横山委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 19番 議案第33号の番号8について報告いたします。  
令和7年8月27日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。  
権利を取得する人の種別は、自然人です。  
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。  
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。  
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。 議案第33号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第33号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第33号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第34号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 資料の17頁をご覧ください。7件です。  
番号1の転用目的は、碎石置場、権利種別は所有権移転です。  
番号2の転用目的は、運動場、権利種別は所有権移転です。  
なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。  
番号3の転用目的は、資材置場、倉庫、駐車場、権利種別は所有権移転です。  
番号4の転用目的は、特定建築条件付土地、権利種別は所有権移転です。  
番号5の転用目的は、資材置場、倉庫、駐車場、権利種別は所有権移転です。  
なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。  
番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。  
番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。  
以上、7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
12番 議案第34号の番号1について、報告いたします。  
令和7年8月23日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第34号の番号2について報告いたします。  
令和7年8月23日、私と副の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は非農地相当です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第34号の番号3について報告いたします。  
令和7年8月20日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第34号の番号4について報告いたします。

令和7年8月20日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第34号の番号5について報告いたします。

令和7年8月23日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番

議案第34号の番号6について報告いたします。

令和7年8月20日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第34号の番号7について報告いたします。

令和7年8月20日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第34号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第34号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第34号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第5、議案第35号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の27頁をご覧ください。5件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号5について、すべて20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

3番

議案第35号の番号1について報告いたします。

令和7年8月21日、私と副の今屋委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第35号の番号2について報告いたします。

令和7年8月25日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第35号の番号3について報告いたします。

令和7年8月20日、私と副の榎園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第35号の番号4について報告いたします。

令和7年8月25日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第35号の番号5について報告いたします。

令和7年8月25日、私と副の榎元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第35号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第35号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第35号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長

次に、日程第6、議案第36号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の35頁をご覧ください。議案第36号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 伊集院町上神殿 登記地目は田、登記面積は581㎡です。

番号2 東市来町長里 登記地目は田、登記面積は856㎡です。

番号3 伊集院町郡 登記地目は畑、登記面積は223㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1及び番号2が「原野」、番号3が「山林」と判断しました。

以上、田2筆、面積1,437㎡、畑1筆、面積223㎡、合計面積1,660㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第36号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数ですので、議案第36号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長

それではここで、10分間の休憩とします。

(再開10時05分)

会長

みなさんお揃いですか。それでは、再開いたします。

会長

次に、日程第7、議案第37号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番

〔退席〕

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

40項の番号5から番号8です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が2,630㎡、計2,630㎡、利用権設定数は4筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第37号の久保聖子委員が関係する農地中間管理事業の番号5から番号8の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の久保聖子委員が関係する農地中間管理事業の番号5から番号8の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

32番 [着席]

会長 次に、議案第37号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の40項から43頁です。貸借です。

面積について、田が11,437㎡、畑が9,270㎡、計20,707㎡、利用権設定数は21筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第37号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第37号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度8月総会を閉会します。

( 閉会10時15分 )

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 奥 和 俊  
18番 横 山 義 晴  
19番 中 野 利 一 朗

